

京都市乗合自動車運転取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年12月27日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第11号

京都市乗合自動車運転取扱規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車運転取扱規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(出庫、乗務交替) 第16条 運転士は、自動車に乗務するとき、運賃箱金庫、乗務鞆等を受領し、乗務を終了したときは、これらのものを所定の場所に正確に返納しなければならない。	(出庫、乗務交替) 第16条 (略)
<u>2</u> 運転士は、自動車に乗務するときは、 <u>自動車内の所定の位置に名札を掲示しなければならない。</u>	<削除>
<u>3</u> 運転士は、営業所及び操車場内において、時速5キロメートル(人の歩く程度)を超える速度で運行してはならない。	<u>2</u> (略)
<u>4</u> 運転士は、回送出庫として自動車に乗務するときは、回送幕を掲出して、指示された経路により、操車場又は途中の指定された停留所まで回送として運行するものとする。	<u>3</u> (略)
<u>5</u> 運転士は、営業として自動車に乗務するときは、運行表に指示された経路により途中の乗降客を取扱うものとする。	<u>4</u> (略)
<u>6</u> 運転士は、交替派遣されるときは、指	<u>5</u> (略)

<p>示された経路によるものとする。また、 交替派遣により交替した他の運転士が、 営業所に帰着する場合についても同様と する。</p>	
<p><u>7</u> 運転士は、乗務交替するときは、乗客 に乗務交替する旨を速やかに、かつ、正 確に告げ、新たに乗車する運転士に、乗 務した自動車、道路及び運行の状況等を 確実に伝達しなければならない。</p>	<p><u>6</u> (略)</p>
<p><u>8</u> 前項により新たに乗車する運転士は、 当該自動車のかじ取り装置、制動装置等 の機能の点検を行わなければならない。</p>	<p><u>7</u> (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正規程は、令和7年1月1日から施行する。

(交通局自動車部運輸課)